

大正トンボロマルシェ開催

千島公園一帯を会場に、大正区内外の様々な飲食店や販売店のほか、ユニークなワークショップが集います。

日程 4月13日(日) 11:00～16:00 ※小雨決行(荒天中止)

会場 千島公園一帯



※情報は随時更新します。



協力:大阪市大正区役所

問合せ 大正トンボロマルシェ及びTaishoさんぽ日和実行委員会 ☎06-6964-8837

🎉 おめでとうございます 🎉

日頃から地域防災にご尽力されている功績により、区民の方や事業所が表彰を受けられました。このたびの栄えある受賞を心からお祝い申し上げます。

令和7年 消防記念日表彰

※表彰者名簿記載順に掲載しています。

市長表彰 大正区防火協力会 福地 裕文 様
消防局長表彰 森兼 洋子 様 平野 みどり 様 大正庵 様
株式会社三好ロジテック 様 アスト株式会社 木津川ターミナル 様
ヰゲタ鋼管工業株式会社 今村 智博 様
大正危険物防火協議会 林 健司 様 竹井 修二 様
株式会社日本電機研究所 自衛消防隊 小喜多 智之 様

問合せ 大正消防署 管理担当 ☎06-6552-0119

大正区イベントニュース

〇大正ヨリドコマルシェ 雑貨もワークショップも盛りだくさん! 〇お気軽にお越しください。

日時 4月27日(日) 11:00～17:00

場所 ヨリドコ大正るつぽん&大正メイキン(泉尾2-21-7)

問合せ オルガワークス株式会社 ☎06-6456-2460

〇タグボート大正 4月3日(木)・10日(木)・17日(木)19:00～22:30

●ブービーザナイト(DJライブ)

4月5日(土)12:00～22:00 ●ゴスペルイベント

電動自転車は申告及びナンバープレートの取り付けが必要です

電動自転車(いわゆるペダル付き原動機付自転車を含む)は、地方税法上、原動機付自転車に該当します。所有者は、地方税法等に基づき、軽自動車税(種別割)に係る申告を行うとともに、ナンバープレートの交付を受け、車体の見やすい箇所に取り付ける必要があります。

【申告及び交付場所】

市税事務所(船場法人市税事務所および同分室を除く)の窓口

申告方法については、大阪市のホームページをご覧ください。



【電動自転車・電動アシスト自転車の違い】

電動自転車

電動機のみでも走行できる。

電動で自走する機能を備え、電動のみ、又は人力のみによる運転が可能な自転車のことを指します。

電動アシスト自転車

電動機のみでは走行できない。

ペダルを漕ぐ力を補うために電動機を用いるもので、道路交通法上「自転車」に該当します。申告およびナンバープレートの取り付けは不要です。なお、電動アシスト自転車のアシスト比率の基準を超える場合、電動自転車に該当します。

(詳しくは警察庁HP等をご確認ください。)

問合せ

弁天町市税事務所 市民税等グループ(軽自動車税担当)

☎06-4395-2954

FAX06-4395-2810

(平日 9:00～17:30)

(金曜日は9:00～19:00)

第十二回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求を受け付けます

基準日(令和7年4月1日)において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受けておられない戦没者等のご遺族(支給要件に該当する三親等内親族)お一人に特別弔慰金が支給されます。支給には請求が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 福祉 3階35番窓口 ☎06-4394-9857

子育て・教育



みんなで子育てについて 予約不要
話しましょう!
～「みんなでわいわいタイム♪」～

手遊びや親子でのふれあい遊び、子育て支援室の保育士による子育て相談を行います。親子で遊んだ後は、みんなで子育てについてわいわい話しましょう!

日時 4月17日(木) 11:00～11:45

※毎月第3木曜日開催

場所 大正区子ども・子育てプラザ
すくすくルーム(泉尾3丁目9-16)

対象 0歳～未就学児とその保護者

参加 当日自由参加



問合せ

大正区子ども・子育てプラザ(泉尾3-9-16)

☎・FAX 06-6554-5377

(火曜日～日曜日 9:30～17:00)

(祝日・月曜日は休館日)

第1回学校協議会が開催されます

学校協議会とは、開かれた学校運営を実現し、より良い学校教育を推進するためにすべての学校園に必ず置くこととされた組織です。保護者や地域住民などの学校運営への参加を促進し、その意向を学校運営に反映することを目的としています。各学校協議会は、年3回の定例会を予定しており、第1回は概ね4～5月に開催されます。学校園の「運営に関する計画」案について校長から説明があり、各委員が意見を述べます。学校協議会は傍聴できますので、日程等については各学校園のホームページをご確認ください。



問合せ こども・教育 3階34番 ☎06-4394-9982

保健・福祉・健康



児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の支給月額を改定します

令和7年4月分から
手当の月額が次のとおり改定されます。



①児童扶養手当

(児童1人の場合)

	3月まで	4月から
全部支給	45,500円	46,690円
一部支給	45,490 ～10,740円	46,680 ～11,010円

(児童2人目以降の加算額)

	3月まで	4月から
全部支給	10,750円	11,030円
一部支給	10,740 ～5,380円	11,020 ～5,520円

②特別児童扶養手当・特別障がい者手当等

	3月まで	4月から
特別児童扶養手当(1級)	55,350円	56,800円
特別児童扶養手当(2級)	36,860円	37,830円
特別障がい者手当	28,840円	29,590円
障がい児福祉手当	15,690円	16,100円
経過的福祉手当	15,690円	16,100円

①児童扶養手当について

問合せ 子育て支援 3階33番 ☎06-4394-9914

②特別児童扶養手当・特別障がい者手当等について

問合せ 福祉 3階35番 ☎06-4394-9857

以下は広告スペースです。広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

